

平成31年 第1回臨時会

# 大 樹 町 議 会 会 議 録

平成31年 2月22日 開会

平成31年 2月22日 閉会

大 樹 町 議 会

# 平成31年第1回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

平成31年2月22日（金曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 議案第 1号 平成30年度大樹町一般会計補正予算（第7号）について
- 第 7 議案第 2号 平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）について
- 第 8 議案第 3号 平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について

## ○出席議員（11名）

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 船戸健二  | 2番 齊藤徹   | 4番 松本敏光  |
| 5番 西田輝樹  | 6番 菅敏範   | 7番 高橋英昭  |
| 8番 安田清之  | 9番 志民和義  | 10番 福岡孝道 |
| 11番 柚原千秋 | 12番 鈴木千秋 |          |

## ○欠席議員（1名）

- 3番 杉森俊行

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| 町 長                        | 酒 森 正 人 |
| 副 町 長                      | 布 目 幹 雄 |
| 総 務 課 長                    | 松 木 義 行 |
| 総 務 課 参 事                  | 林 英 也   |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長        | 黒 川 豊   |
| 住 民 課 長                    | 鈴 木 敏 明 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 |         |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長           | 井 上 博 樹 |
| 農林水産課長兼町営牧場長               | 瀬 尾 裕 信 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長            | 高 橋 教 一 |

会計管理者兼出納課長	瀬 尾 さとみ
町立病院事務長	伊 勢 巖 則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長兼学校給食センター所長	和 田 司
社会教育課長兼図書館長	村 田 修

<農業委員会>

農業委員会会長	鈴 木 正 喜
農業委員会事務局長	水 津 孝 一

<監査委員>

代表監査委員	澤 尾 廣 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	小 森 力
主 査	真 鍋 智 光

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成31年第1回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

6番 菅 敏 範 君

7番 高 橋 英 昭 君

8番 安 田 清 之 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長安田清之君。

○安田議会運営委員長

議会運営委員会報告をいたします。

本日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議いたしましたのでご報告申し上げます。

本臨時会の提出案件は、承認1件、補正予算3件であります。

よって会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日といたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事が円滑に行われるようよろしくお願いをいたします。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

### ◎日程第3 会期決定の件

#### ○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### ○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決しました。

### ◎日程第4 行政報告

#### ○議 長

日程第4 行政報告を行います。

酒森町長。

#### ○酒 森 町 長

それでは、平成30年12月11日開会の第4回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の協定の締結についてですが、社会福祉法人光寿会と災害時における福祉避難所の使用に関する協定を締結しております。協定の目的ですが、地震や風水害などの大規模災害の発生による災害時要配慮者等の避難援護に当たり、光寿会が運営する介護老人福祉施設ケアステーションひかりを福祉避難所として使用させていただくものであります。本町にとっては、らいふに次ぐ2カ所目の福祉避難所となるもので、災害時の対応強化が図られるものと期待をしております。

2番目の町長と語る会の開催についてですが、美成、南町、萌和行政区から要請をいただき、記載のとおり実施をしております。内容につきましては、広報紙を通じてお知らせをしております。

3番目の航空宇宙関連ですが、インターステラテクノロジズ社の観測ロケット、MOMO3号機の燃焼実験のほか、広報要請活動を行っております。

4番目の平成31年度畜産物価格ですが、別紙をご覧ください。加工原料乳生産者補給金と集送乳調整金の単価については、引き上げとなりました。肉用子牛の保証基準価格と合理化目標価格は、昨年12月末のTPP11の発効後の改定価格と同額となっております。なお、指定食肉の価格安定制度は廃止をされております。

5番目ですが、平成31年の行政区長と区長代理者を記載のとおり、ご委嘱申し上げます。

6番目の契約の締結についてですが、指名競争入札により工事請負契約を2件、物品購入契約を3件、それぞれ記載のとおり締結をしております。

7番目のその他、来町者及び会議出席等につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

## ○議 長

続いて、板谷教育長。

## ○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1番目の委員の委嘱についてでございます。

今、国の方針として設置が求められている学校運営協議会についてでございます。地域とともにある学校、コミュニティ・スクールの運営を担う大樹町学校運営協議会、小・中学校で一つを本年1月17日に設置し、23名の委員を委嘱してございます。任期については、平成31年1月17日から2年間となっております。

2番目の優秀選手派遣についてでございます。

(1) 第46回清水チャンピオンズカップ少年サッカー大会が、平成30年12月21日から24日まで、静岡県の清水ナショナルトレーニングセンターで開催され、とから帯広フットボールクラブ所属大樹小学校6年生の高杉龍乃介君を派遣しております。とから帯広フットボールクラブは、当大会において見事優勝し、高杉君は個人でも優秀選手賞を受賞いたしました。

(2) 第49回北海道中学校スケート・アイスホッケー大会が1月5日から苫小牧市において開催され、スピードスケート競技に大樹中学校2年生の折笠健信君と3年生の堀川桃香さんを派遣しております。結果は、折笠健信君が500メートルで第10位、1,000メートルで第19位と健闘いたしました。堀川桃香さんは、1,500メートルと3,000メートルで優勝と、すばらしい成績を上げております。

(3) 第51回北海道中学校スキー大会アルペン競技大会が1月17日から上士幌町において開催され、大回転と回転に大樹中学校2年生の杉山健斗君を派遣しております。結果は、残念ながら両種目とも予選敗退でございました。

(4) 第39回全国中学校スケート大会が2月2日から長野県長野市において開催され、スピードスケート競技に、大樹中学校2年生の折笠健信君と3年生の堀川桃香さんを派遣しております。結果は、折笠健信君は1,000メートルは予選敗退でしたが、500メートルでは予選を通過し、第13位と健闘いたしました。堀川桃香さんは3,000メートルで、昨年度に続き優勝しV2、1,500メートルで準優勝とすばらしい成績を上げております。

3番目の(1) スピードスケートジュニアワールドカップ最終戦が2月9日から、イタリアのバゼルガディピネで開催され、大樹町出身で白樺学園高等学校3年生の堀川翼君が出場しました。結果は、チームパシュートで第2位、マススタートで第3位、3,000メートルで第7位とすばらしい成績を上げました。

(2) 2019世界ジュニアスピードスケート選手権大会が2月15日から、同じくイタリアのバゼルガディピネで開催され、堀川翼君が出場しました。結果は、5,000メー

ルでは25位でしたが、マススタートでは第3位、チームパシュートで第5位と好成績を上げました。

4番目の第5回全日本ノービススピードスケート競技会が2月16日から札幌市の真駒内で開催され、大樹小学校5年生の堀川雄大君が出場しました。結果は、1,000メートルで見事優勝しました。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

**○議 長**

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

安田清之君。

**○安田清之議員**

行政区区長の関係なのですが、従来、昨年もそうかなと思うのですが、下芽武地区の行政区長が決まらない、決まっていないと。これ町としてはどのような問題があるのかなのか、区長がいることによって町の運営がスムーズに行く部分もあるのかなと思うのですが、いないことによって不都合はないのかどうかだけお聞かせください。

**○議 長**

布目副町長。

**○布目副町長**

今現在、下芽武の行政区長が数年前から不在という状況が続いております。現実には、その中で世話人的な人がおられて、何人かがグループといいますか、そういう形でやっていくという話は伺っております。現実としては問題はないというふうに認識しておりまして、町からの配付物なんかは、郵便物、配付物なんかそのときによってメール便なり配付したりということを進めておりまして、こういう状態をまたいつまでもということにならないかなということでは思っておりまして、また、機会ごとといいますか、そういう折にできればご理解をいただいて、設置条例に基づく区長の同意いただいて、選任という形が望ましいと思っておりますので、また、機会を見てそういうお願いをしながら委嘱という形に結びつけたいなというふうに考えているところでございます。

**○議 長**

安田清之君。

**○安田清之議員**

努力はされているのだろうというふうには認識しますが、やはり条例にも区長を置くこと、任命をしているわけですよね。任命できないというのは、やっぱりおかしな話で、そこに何があるかにしても、これは行政区というのはもともと村八分をつくらないために、行政区ができたのだろうなという気もするのだよね。現実的には葬式と火事だけはみんなでお手伝いしましょうと、ということで行政区というのができてきたのだろうけれども、これずっとこのまま放置というのは、やはり町としてもどうなのかなと。

これでいいのなら、これに係っている経費というのは相当な金額ですね、区長に世帯割りをしてお払いをしているわけでしょう。現実的にね。いなくてもいいのであれば、これ現実的にもうなくしてもいいのかなと。逆に言うと、郵便物で済むのなら、そっちのほうが安いのかなと思ったりもしますけれども、町内のことですから、町内にはいろいろいきさつもあるのでしょうかけれども、十分協議をして全部がそろそろような大樹は、いい町だなと言われるような努力をしていただきたいなど。答弁はいいので、お願いをしておきます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤議員。

○齊藤徹議員

3ページの教育委員会ですけれども、ジュニアワールドカップと世界ジュニアワールドカップ選手権の大会なのですけれども、実は今回はジュニアワールドカップ最終戦ポーランドで行われたのですけれども、昨年11月の下旬にもポーランドで前半戦が行われて、堀川翼君が表彰台を狙っていると。今回の大樹町としては、大樹町のスケート振興の中ではジュニアワールドカップ前半戦、そして最終戦、そして世界のジュニアワールドカップのU18の大会では一番権威のある大会なのですけれども、そういった中で全てにおいて、マスタートは前回のオリンピックから正式種目でありまして、個人種目で、それで表彰台に上がっているのですけれども、そういった3大会全てにおいて表彰台に上がっていますので、これは体連としては多分スポーツで対象になるのですけれども、町としての表彰の対象にならないのか、そういう考えは、特別な考えはないのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

大樹町表彰条例に基づく表彰対象になるかと思えます。ただ、特別な賞とかを新たに設けるといところは今のところはございませんけれども、また、今後さらに活躍される可能性もあると思えますので、いずれにいたしましても大樹町表彰条例に基づきますと奨励賞という対象になりますので、そちらのほうで表彰させていただくという形になろうかと考えております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

それはわかりました。でもジュニアクラスというのはU18、ジュニアクラスなのですけれども、この大会においては世界ジュニア大会というのは、一番最高の権威のある大会なのですよね。一番オリンピックに近づく大会でありまして、そういったことを考えると全ての

ジュニアワールドカップ前半戦・後半戦とそれぞれ外国で行われた3大会において、全て表彰台に上がっているのですが、できれば3月9日にスポーツ賞がありますので、そのとき何かの形で町として表彰ができれば、今の温かいうちに表彰してあげると、今後の活躍に大いに役に立つのではないかと、活動の一つになると思うので、その辺も十分考えていただきたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

町としての基本的な考え方は、まずは開町記念のとき表彰規程がございますので、それにどういう形でその功績を讃えられるかということは、その場で検討したいなというふうに思っております。

また、3月の9日ですか、スポーツ賞の贈呈式がありますので、その場で今回の功績に対して、どういう形でできるかについては教育委員会の所管ということになりますので、委員会のほうで検討をいただくということになろうかと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。（「それは町長わかるけれども、町でないのかいと言ったの…、教育委員会もそうか」と発言する者あり）

○議 長

教育委員会でもいいですか、答弁。

酒森町長。

○酒 森 町 長

申し訳ありません。ちょっと答弁が不足したのかもしれません。

私どもとしては、町の表彰規程については名誉町民等審査会がございますので、そちらにご提案を申し上げて、開町記念に合わせて表彰するという形が町の功績に対する表彰のあり方でありますので、今回、スポーツ賞の贈呈式に合わせてやるということであれば、特例的な対応にならざるを得ないかなというふうに思っておりますので、どういう形でできるか等も含めて今後、委員会のほうとも相談をしながら検討していきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、以上で、行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 承認第1号

○議 長

日程第5 承認第1号専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

#### ○酒森町長

ただいま議題となりました、承認第1号について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止について、専決処分を行わせていただきましたので、地方自治法の規定に基づき承認を求めるものであります。

2ページ目の専決処分書をお開きいただき、下段の制定並びに廃止理由をご覧ください。北海道市町村総合事務組合は、消防団員の損害補償や退職報償金の支給、市町村や一部事務組合非常勤職員の公務災害等に関する補償事務などの共同処理を行っておりますが、それぞれの団体ごとに共同処理する事務が異なる複合的一部事務組合であります。地方自治法では、この複合的一部事務組合への加入は、市町村と特別区だけとされていますが、現在、この組合には北海道を構成員とする団体が2団体、この2団体を構成員とする団体が1団体加入しており、この点について総務省から早期是正の指導を受けたものであります。本来、加入できなかった3団体については、引き続き関係事務の共同処理を望んでいること。現在、北海道市町村総合事務組合は、組合の存立と行為について法的な根拠を欠く状態にあることから、地方自治法の規定に基づき事務の受託を可能とする規定を規約に加えるため、全ての構成団体の議会の議決を必要とするものであります。

北海道市町村総合事務組合からの要請が先月であり、対応方法について管内町村との情報交換も行っておりましたが、規約改正に向け組合側と許可権者である北海道との調整の過程で、2月18日までに全ての構成団体の同意が必要となったこと、議会を開く時間的余裕がなかったこと、管内町村の半数以上が専決処分により処理する意向であったことなどから、専決処分とさせていただいたものであります。

なお、改正の方法は、新たな規約を制定し、旧規約を廃止する全部改正であり、改正の内容は他の地方公共団体からの申し出により、事務を受託することができる旨の規定の追加と構成団体の整理であります。

次のページからは、新たな規約を添付をしておりますので、内容をご確認の上ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### ○議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

#### ○菅敏範議員

確認のために伺いたいのですが、今、町長から説明がありました3団体については加入できる組織でなかったということで、今回、規約の全部改正で、新しい規約の中で言うと、事

務の受託で対応するという事は、新たな規約の第14条がそうだという事の理解でよろしいですか。

○議長

松木総務課長。

○松木総務課長

ご指摘のとおりでございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、承認第1号専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定されました。

#### ◎日程第6 議案第1号

○議長

日程第6 議案第1号平成30年度大樹町一般会計補正予算(第7号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町一般会計補正予算(第7号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ2,778万9,000円の追加と繰越明許費の補正であります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますよ

うお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第1号平成30年度大樹町一般会計補正予算(第7号)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,778万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億6,016万1,000円とするとともに、繰越明許費の補正を行うものでございます。

内容につきましては、資料でご説明申し上げますので、4ページをお開きください。

最初に、総務費、一般管理費、嘱託職員報酬、報酬で4万5,000円の増でございます。4月から学童保育所の受け入れの拡大を予定してございます。このため不足する保育スペース確保のため、海洋センターの管理人室を活用させていただきたいと考えておりました、今回、必要となる予算措置についてこのほかも含めまして提案をさせていただくものでございます。海洋センターの管理人さんにつきましては、住み込みでお勤めいただいているところでございます。家賃、光熱水費ともに無料でございました。今回、管理人室の利用に当たりまして、ご転居いただくに当たりまして、住宅につきましては職員住宅を無償提供することといたしておりますが、光熱水費については新たに負担していただくこととなります。このため、光熱水費の負担見込み額相当と、大樹町職員の給与に関する条例にあります寒冷地手当につきまして、正規支給を報酬の基準額とは別に加算することとし、今年3月、1月分の予算を計上したものでございます。内訳といたしましては、光熱水費の見込み額といたしまして2万円、寒冷地手当、ご夫妻でお勤めになってございますので、二人合わせて2万4,920円。なお、寒冷地手当につきましては、毎年11月から翌年の3カ月までの5カ月間が支給対象となるものでございます。

続きまして、企画費、宇宙のまちづくり推進事業、負担金補助及び交付金で211万円の増、財源につきましては全額が、その他寄附金でございます。昨年12月の定例会で予算をお認めいただきましたふるさと納税を活用いたしました、ガバメントクラウドファンディング事業につきまして、申込期間が終了いたしました。この結果、予算額を上回るご支援をいただいたことから、その全額をインターステラテクノロジズ社に助成するため、超過分について補正を行うものでございます。

続きまして、民生費、児童福祉施設費、学童保育所運営事業、工事請負費と備品購入費で126万3,000円の増。先ほどもご説明申し上げましたが、海洋センター管理人室を学童保育スペースとして活用するに伴いまして、児童用トイレの児童用の物に改修する経費と暖房用のファンヒーターを設置するための経費でございます。年度末までに完了させまして、4月からの保育受け入れに間に合わせたいと考えるものでございます。

続きまして、教育費、体育施設費、海洋センター維持管理費、委託料で7万1,000円

の増でございます。こちら海洋センター管理人室の学童保育施設としての活用に伴います経費で、管理人が管理人室に常駐しなくなりますので、夜間が無人となります。このため機械警備を行うための経費を計上させていただいたものでございます。

続きまして、諸支出金、事業会計繰出金、介護サービス費特別会計繰出金、繰出金で2,430万円の増でございます。後ほど、議案第3号で詳細な説明がございますけれども、老人ホームのボイラー2基の更新経費でございます。ボイラーにつきましては、設置当初から稼働しており、稼働時間につきましても概ねの目安を超過しているものでございます。また、受注生産のため、納入設置に4カ月程度が見込まれております。特別養護老人ホームにおきましては、8月中旬から暖房を使用することがあるため、3月中に工事を発注したいと考えております。そのため今回、予算措置をお願いしたいと考えるものでございます。

なお、繰出金の支払いにつきましては、新年度となります。このため一般会計、介護サービス事業特別会計、それぞれで繰越明許費の補正についても合わせてお願いをさせていただくところでございます。

以上、合計で補正額2,778万9,000円の増、特定財源はその他211万円の増、一般財源が2,567万9,000円の増となるものでございます。

続きまして、第1表、歳入歳出予算補正の総括をご説明申し上げます。

最初に、歳出の2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額62億3,237万2,000円、補正額、2款総務費から13款諸支出金まで2,778万9,000円の増、補正後の歳出合計が62億6,016万1,000円。

続きまして、歳入の1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額62億3,237万2,000円、補正額、17款寄附金と19款繰越金で2,778万9,000円の増、補正後の歳入合計が62億6,016万1,000円となるものでございます。

続きまして、第2表、繰越明許費補正を説明いたしますので、3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費、最初に2款総務費1項総務管理費、事業名、電算システム整備事業、金額166万8,000円でございます。今年5月、新たな天皇陛下がご即位されますが、これに伴いまして元号が改正をされるところでございます。平成30年度当初予算におきまして、元号改正に伴います電算システムの改修経費につきましては、予算計上しているところでございますが、新たな元号の発表が4月となったことに伴いまして、事業の完了並びに支払いが4月以降となるため、予算を繰り越ししようとするものでございます。

続きまして、13款諸支出金、1項特別会計繰出金、事業名、介護サービス事業特別会計繰出金、金額2,430万円。先ほど、ご説明申し上げました特別養護老人ホームボイラーの更新経費の繰出金でございます。受注生産で、製造期間並びに設置工事を含め4カ月以上を見込んでおりますことから、平成30年度中の執行は行えないと判断いたしまして、予算を繰り越しするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**○議長**

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

**○安田清之議員**

海洋センター維持管理7万1,000円、これはボイラーの維持管理をする上で機械整備をすると、これどんなシステムでどういうふうにするのか、これ1カ月分を見ているのか、1年分なのか。3月31日ですから1カ月分なのかなという解釈はしているのですが、どんなシステムなのかわちょっと教えてください。

**○議長**

村田社会教育課長。

**○村田社会教育課長兼図書館長**

海洋センターに係る委託費の7万1,000円でございますが、今回、管理人が夜いなくなるということで、機械警備をするというための経費でございます。機械警備の設置するための費用及び一月分の機械警備に係る費用として7万1,000円ということでお願いするものです。

以上でございます。

**○議長**

安田清之君。

**○安田清之議員**

だから、どういう中身だと聞いているのだ、金額はわかっておる。2回目になのかな、質問できないのだから、答弁できないから、どういう形で機械警備にするのですかと。機械警備ということは、ボイラーを燃やしているのでしょうか。24時間、違いますか、そうですね。だからどこかに通知をするとか、その対応をしなければいけないのでしょうか。これ2級ボイラーだから、免許証が要るのですよ。24時間いると、少なくともボイラー技士が常駐していなければいけない、並びに取扱責任者がいなければならないというボイラー法があるのですよ。それをやらないということではよろしいのですか。そこら辺の議長、まだまだ。答弁できない、3回しかできないから続けてやってしまうから。

現実的にそこら辺は、消防法はクリアできるのですか、消防と協議をしたのかどうか。これだめなのだよ。とめたときは要らないのだよ。燃えているときは、ボイラー技士並びに取扱責任者が常駐しなければいけないという法律になっているのに、機械でやりますということは、いいのかどうか。そうであれば、何ほどもできるの、民間でも、町ができるということになれば、そこら辺教えて。

○議 長

村田社会教育課長。

○村田社会教育課長兼図書館長

すみません。ちょっと答弁が的確でなくて申しわけありませんでした。

今、ご指摘のありました蒸気ボイラーにつきましては、電熱面積が25平米未満ということで、議員おっしゃるように、2級ボイラー技士以上の資格が必要ということでございます。今回の海洋センターの整備に伴いまして、議員ご指摘の部分、こちらのほうでも専門的な部分わからなかったものですから、帯広にあるボイラー協会のほうに、こうこういう理由でということを確認しました。稼働時、実際ボイラーを燃やして暖房とかをとる場合については、もちろんボイラー技士は必要ということですが、種火でというのでしょうか、小さくしているような部分については、立ち会いは不要ということで確認ができました。

今回、そういったことも含めて、失火等も含めての機械警備で、あとは対応するということが問題ないということで、確認はとれております。（「答弁できた。消防と確認できたかい、ちょっと。」と発言する者あり）失礼いたしました。ボイラー協会のほうで問題がないということだったので、消防のほうにはその旨ということでの確認は、まだしていません。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

ボイラー協会というのは、任意団体なのだよ。いいですか、ボイラー協会というのは検査業務を扱っている民間団体。種火が付いているということは、燃えているということなのだよ。種火というのは。火が付いているという解釈になるのだよ。だって自動でしょう。ボイラーって。温度が下がれば燃えるよ。一般家庭と一緒にだからね、ボイラーね。ただ、面積量が多いから、ルート変換でそういう点検が必要だということだから、おれはいいと思って言っているのだけれども、指さされないようにきちっとね、ね。これは1カ月分ということでは、これどこに委託をするのですか、7万1,000円の機械は、どこの、どこへ通知をするのに器具をつけるだけで7万1,000円なのか、どこかへ警報装置をつけて転送するのかどうか、でしょう。そうでなかったらおかしいでしょう、7万1,000円、1カ月分。これどこに契約をするのですか、そういう装置を早く言えば火災が出たときに通知をするのか、機械に不都合ができたときにするのか、全然わからないのですよ。ちょっと教えてください。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○議 長

再開いたします。

村田社会教育課長。

○村田社会教育課長兼図書館長

すみません。答弁が的確でなくて申しわけありません。今回の機械警備につきましては、建物の機械警備ということで、侵入とか火災も含めてなのですけれども、そういったためのものございまして、ボイラーにつきましては先ほどご説明したように、帯広のボイラー協会のほうに確認して、問題はないということになっております。なので、今回の機械警備の部分とボイラーの部分とは別で、機械警備のほうはあくまでも建物の管理をするという意味で、今回お願いするということでございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

現実的には管理人がいなくなって、2級ボイラーがいなくなって、これもう管理人要らないのではないかい、俺から言うと、要らないのだと思うのだよ。こういう今の話だと。ボイラーもオーケーでしょう。今、機械警備で防犯上何かあると困るから、それをやるということだというふうに捉えたのですが、それでよろしいですね。不審者が入ったり、物をあれしたりということでもいいということになったら、早く言えば管理人というのは要らないのではないかと僕は思うのですが、そこら辺は来年度、契約が管理人の方、現実的に高圧的なお方ございましたよ。僕、行ったとき。言い方もちょっと上目線で言われましたし、子供たちも怒られているのではないかなというような、大人が怒られるのだから、じいちゃんが。そういう形の中で現実的には、ここら辺はもう町長になるのかもしれないけれども、施設管理はそっちなので現実的には今後見直しをする気があるかどうか、これ要らないような気がするのだよね。昼間だってそんなに使っていないでしょう。もう本当に要らないのではないかなと、防犯カメラつけておけば、誰が来たかわかるのだから、ボイラーもオーケーということになれば十分対応できるというふうに思うのですが、そこら辺、教育長。管理人要らないかどうか、検討するかどうか、他のことは言わないから、そこら辺。こういう状態ができるのであれば、あれもともとボイラー技士が必要だから、管理人を兼ねてボイラー技士を雇っているのだ。だから、現実的には初め。これもういいということになれば、早く言えば名前だけ借りればいいわけでしょう。昔もあつたでしょう。単純に言えば。管理に来ていただければいいわけだから、そういう形でもう管理人は少し報酬もシルバーの方、仕事がない方がたくさんおるわけですから、現実含めて少しお考えをいただけるかどうか、教育長、切ないかもしれないけれども、検討をしていただけるかどうかだけお願いいたします。

○議 長

村田社会教育課長。

○村田社会教育課長兼図書館長

私のほうから先に、管理も含めてちょっとご説明だけさせていただきます。

安田議員おっしゃるとおり、妥当の部分もちろんあるかと思いますが、当面は蒸気ボイラーということで、施設のほうは引き続き使いますので、昼間の稼働時についてはもちろんボイラー技士の管理ということで置かなければいけないこととか、あとは施設利用料を取ったりとか、清掃のほうもお願いしているということも含めてご理解をいただければということで、よろしく願いいたします。

○議 長

教育長のほうからありますか、答弁。

板谷教育長。

○板谷教育長

安田議員ご指摘の部分、改善しなければいけない部分は当然あると思います。ということで、施設管理の部分で、学校教育の部分も昔は校務員さんという形で常駐してくださっておりますけれども、今現在は全て昼間だけで、夜間は機械警備になっております。そんな状況も含めながら、ちょっと検討させてください。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号平成30年度大樹町一般会計補正予算(第7号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第7 議案第2号

### ○議 長

日程第7 議案第2号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

### ○酒 森 町 長

ただいま議題となりました、議案第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ188万2,000円の追加補正であります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

### ○議 長

鈴木住民課長。

### ○鈴木住民課長

議案第2号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ188万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,628万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開きください。

#### 3、歳出。

3款国民健康保険事業費納付金、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額188万2,000円の増、今年度の納付金額が不足となることから、増額をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明させていただきますので、6ページ、7ページをお開き願います。

#### 2、歳入。

6款1項ともに繰越金で1目前年度繰越金、補正額188万2,000円の増。

次に、5ページ、総括の歳出をお開き願います。

歳出。

歳出合計、補正前の額7億8,439万9,000円、補正額3款国民健康保険事業費納付金で188万2,000円の増、補正後の歳出合計7億8,628万1,000円。

次に、4ページの歳入ですけれども、歳入合計、補正前の額7億8,439万9,000円、補正額6款繰越金で188万2,000円の増、補正後の歳入合計7億8,628万1,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第8 議案第3号**

**○議 長**

日程第8 議案第3号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

**○酒 森 町 長**

ただいま議題となりました、議案第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ2,430万円の追加と繰越明許費の補正であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

明日見特別養護老人ホーム所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第3号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,430万円を追加し、歳入歳出それぞれ4億612万5,000円とするとともに繰越明許費の補正を行うものです。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、9ページ、10ページの歳出をお開きください。

歳出です。

2款1項ともに介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額2,430万円の増につきましては、15節工事請負費ボイラー設置工事費の増額です。これは特別養護老人ホームの暖房・給湯用の温水ボイラーの取り替え工事を行うものです。ボイラーの状況ですが、施設開設時の平成7年に設置されたものであり、更新時期の目安となる耐久燃焼時間2万時間を超えており、平成30年6月の整備点検時にボイラー本体内部の煙管部、いわゆる窯の部分の燃焼による摩耗、腐食等の経年劣化があり、修理や交換もできないためボイラー本体の取り替え工事が必要となったものです。

次に、7ページ、8ページの歳入をお開きください。

歳入です。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額2,430万円の増。

次に、総括6ページの歳出をお開きください。

歳出です。

2款介護老人福祉施設事業費、歳出合計、補正前の額3億8,182万5,000円、補正額2,430万円の増、計4億612万5,000円となります。

次に、5ページの歳入をご覧ください。

歳入です。

3款繰入金、歳入合計、補正前の額3億8182万5,000円、補正額2,430万円の増、計4億612万5,000円となるものです。

続きまして、第2表、繰越明許費をご説明いたしますので、3ページをお開きください。

繰越明許費、2款介護老人福祉施設事業費、1項介護老人福祉施設事業費、事業名、特別養護老人ホーム運営費、金額2,430万円。

先ほど申し上げました温水ボイラー取り替えに係るボイラー設置工事費で、発注から工事完了まで4カ月程度の期間を要し、工事の完成と支払いが30年度に完了しないため、平成31年度に繰り越すものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

特別養護老人ホームの温水ボイラーの更新ということは、内容的には理解をするのですが、どんな機種なのかということと、それから2,430万円かなりな高額になります。一般的にこんなに高いものなのかという疑問があるわけです。多分、バックアップとかいろいろなを含めての工事かなというふうに思うのですが、その辺もうちょっと具体的に説明いただきたいと思います。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時02分

○議 長

再開いたします。

明日見特老所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

機種ですが、ボイラーの名称で申しますと、真空式給油暖房温水器バコティンヒーターというものです。規模としましては、1台のボイラー出力は733キロワットとなっております。次に、工事の内訳ですが、参考見積もり業者からの見積もりの内容でいきますと、直接的工事として撤去工事に127万円です。更新工事、これはボイラー本体2基を設置するという工事だと思っておりますが、1,620万円となっております。附随して、共通仮設費として35万8,440円、現場管理費として202万8,014円、一般管理費として208万5,719円、総額で端数調整もございまして、2,430万円という見積もりをいただいております。

以上です。

○議 長

よろしいですか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

あまり工事には詳しくないので詳細言えないのですが、物が物だけに一つは確認したいのは、733キロワットの出力のボイラーを2基ということですね。それから、工事もわかる

のですが、管理費が一般管理費と工事管理費なんかで約400万円オーバーがかかると、管理費2種類というのは、そういうものは通常の工事であるのかどうかちょっと教えてください。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

費目の関係です。まず、ボイラーに関しましては、数年前に役場庁舎のボイラーが壊れたのもご記憶に新しいかと思えますけれども、あのときも1基800万円弱という数字でございます。ですから、価格的に高い・安いという部分はある意味適切と考えてございます。

また、工事の工事費の内訳でございます。共通仮設費、現場管理費、一般管理費、どの工事の対応になるのかということでございますけれども、一般的な建築工事と土木工事、いずれもこちらについては加算した上で予定価格を設定するものでございます。

以上です。

○議 長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

その先の心配事というか、昨日も大きな地震があつて、幸い停電にならなかったのですが、こういうふうな新しいものというのは、電気なんか必要だとは思いますが、停電というのでしょうか、電気なんか来なかったことなんか想定はされているのでしょうか。そのときの対応というか、どのようなことをお考えなのかを。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

非常用電源の絡みというふうな受けとめさせていただきました。この場ではっきり言えることではございませんけれども、平成31年度以降、昨年度の胆振東部地震のブラックアウトを含めまして、避難施設であるとか、例えば特別養護老人ホームも含めましてですけれども、非常用電源を導入したいなど、今現在、計画として考えているところでございます。また、そのための財源の探し方も始まっているのですけれども、いずれにしましても今現在、それを速やかに対応するというのではなく、平成31年度の補正になるか、32年度当初になるかわかりませんが、避難所と特別養護老人ホームを含めまして、緊急時の非常用電源の確保については進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

### ○安田清之議員

同僚議員が大体聞いているのですが、多分、見積もりをいただいたのは1社だと思うのです。現実的にね。管理費の問題は、これは官公庁の工事ですから、管理費についてはこういうものだろうというふうに私も認識をしておるのですが、平均、ボイラーの値段というのは値段があってないようなものなのです。本当はね。1社のみというのは、ちょっと問題がありますので、これは多分、どこのメーカーは別にして、何社かありますから同じものをきちっと出していただくようにすると、町の財政が少なくとも半分とは言いませんが、3割ぐらいは落ちるといふふうに私は見ております。なぜなら、多分、お風呂場ややったときの金額、お風呂のボイラー取り替えていますよね。搬出・搬入の料金は入っていません、あれ、現実的に。これは伏見町長のときにやったのですから、これエバラでやっています。僕、試算したのだ。これもちょっと高いのだ、搬出はね。あのボイラーなんて簡単に引っ張れるのだよ、クレーンあれば、配管ぶった切ってきゅっと引っ張れば、あの鉄板を引けばころころと行くのだよ。大したボイラーではない、現実的には。

ちょっと高いと思います。予算計上はこれでいいと思いますが、予算計上だよ、まだ執行していないわけでしょう、これ、そうですよね。来年に繰り越しして、早く付けたいから今回計上させてくれという意味ですから、計上するときもう少し精査をしていただいて、やはりこれは税の中から出すわけですから、一般財源の中から。町の財政も来年度は一般財源から、繰越明許費から繰り入れなければいけないという問題もあるわけですから、財政面も大変ですから、切り詰めれるものは頑張って切り詰めていただきたいということだけお願いをしておきますが、町長、いいか、そんなことで。よろしくお考えをいただきたいと思います。

### ○議 長

酒森町長。

### ○酒 森 町 長

ただいま特別養護老人ホームのボイラーの交換に関する予算の質疑をいただいているところでもあります。今回、予算をお認めいただくに当たって、どのぐらいの金額が必要かというところで、業者に参考見積もりという形でご提示いただいた金額を今回予算として計上させていただいております。内訳についてもその見積もりの内訳ということでもありますので、今後、予算をお認めいただいた段階で、これを工事として私どもとしては発注していきたいというふうに思っておりますので、その段階でしっかりと設計をして予定価格を決めて入札に望みたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

### ○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

### ○齊藤徹議員

築23年ということで、今回ボイラー2基の交換ですけれども、これを皮切りに今後の設備だとか修繕、出るといふのですね、例えば消防関係だとか、給食設備だとかいろいろ出る

のですけれども、もしこれから出るのであれば学習センター、給食センターのように計画的に早めな対応していくことがこれから必要でないかと思えます。その辺の考えを最後に聞きたいのですけれども。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

先行している施設の例もありまして、公共施設も古い施設もありますけれども、やはりああいう施設ですので、一つ直すにしても結構大きなお金もこれにはかかりますので、学習センターと同様に何年かかかりますので、優先順位を決めながら、ご指摘のとおり計画を持って進めたいなというふうに思っております。

○議 長

よろしいですか。（「いいです」と発言する者あり）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、平成31年第1回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時12分